

福島再生加速化交付金事業等の実施状況について

1 検査の背景

(1) 原子力災害に対する国の取組

平成23年3月の東日本大震災の発生後、同年6月に東日本大震災復興基本法が施行され、同年7月には同法に基づき「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」)が定められた。福島は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。国は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故発生後、原子力災害対策特別措置法に基づき直ちに内閣府に原子力災害対策本部を設置し、同本部の決定に基づき避難指示区域を設定した。24年4月には福島復興再生特別措置法(以下「福島特措法」)が施行され、国は、同年7月に福島特措法に基づき「福島復興再生基本方針」を閣議決定して、福島全域での復興及び再生と、避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域(これらを「避難解除等区域等」)の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組の基本的な方針を定めた。その後、国は、25年12月に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定して、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。

(2) 復興財源

復旧・復興に係る財政面の取組として、23年12月に、集中復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が施行された。

そして、国は、東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たり、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算を、23年度については、一般会計の補正予算において措置している。24年度以降については、24年4月の特別会計に関する法律の改正により設置された東日本大震災復興特別会計に計上された予算により復旧・復興事業を実施している。

(3) 福島再生加速化交付金等の創設等の経緯

国は、平成25年度当初予算において長期避難者生活拠点形成交付金及び福島定住等緊急支援交付金(これらを「前身交付金」)を、平成25年度補正予算において福島再生加速化交付金(以下「新交付金」)を創設した(これらを「加速化交付金」)。新交付金は、それまで別々であった上記二つの交付金を、それぞれ「長期避難者生活拠点形成」「福島定住等緊急支援」として、加速化交付金の交付対象事業を目的別に分類した項目(以下「交付対象項目」)に整理し、一括化した。

また、国は、平成24年度当初予算において創設した福島避難解除等区域生活環境整備事業(29年度からは福島避難解除等区域等生活環境整備事業。以下「生活環境整備事業」)及び平成24年度補正予算において創設した福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(以下「帰還・再生事業」)を平成27年度当初予算において統合し、福島生活環境整備・帰還再生加速事業を創設した(これらを「環境整備等委託事業」)。福島生活環境整備・帰還再生加速事業では、委託対象事業を目的別に分類した項目(以下「委託対象項目」)として、帰還・再生事業及び生活環境整備事業を設けている。

このように、原子力災害からの復興及び再生事業は、加速化交付金の交付を受けて国の交付金事業として実施される事業である福島再生加速化交付金事業(以下「加速化事業」)及び国の委託事業として実施される事業である環境整備等委託事業(これらを「福島再生加速化交付金事業等」)を福島の復興及び再生の柱として実施している。

(4) 福島再生加速化交付金事業等の概要

ア 加速化事業の概要

福島再生加速化交付金制度要綱によれば、長期避難者生活拠点形成等の交付対象項目ごとに別途実施要綱を定めるとされている。福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)実施要綱等(交付対象項目ごとに定められた実施要綱を「各実施要綱」)によれば、交付対象事業は、各

実施要綱に基づき事業実施主体が作成する各事業計画に定められた目標を実現するための基幹的な事業として、各実施要綱で定めた事業(以下「基幹事業」)、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務(長期避難者生活拠点形成では「避難者支援事業等」、それ以外では「効果促進事業等」とされている。また、加速化事業の形態には、単年度で事業を実施するもの(以下「単年度型事業」と、事業計画期間が複数年にわたる事業を実施するもの(以下「基金型事業」と)がある。

イ 環境整備等委託事業の概要

福島生活環境整備・帰還再生加速事業制度要綱によれば、29年度末現在の委託対象項目は、生活環境整備事業及び帰還・再生事業となっていて、委託対象項目ごとに定める実施要綱に委託対象事業を定めるとされている。

2 検査の着眼点

本院は、①加速化交付金等の予算及び決算の推移はどのようになっているか、また、基金型事業の実施後の基金は効率的に管理されているか、②各事業は事業計画等に照らして着実に進捗し、その効果が発現しているか、③避難者及び帰還者の状況と各事業の実施状況との関係はどのようになっているかに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 加速化交付金等の執行状況等

ア 加速化交付金の予算及び決算の状況

前身交付金のうち長期避難者生活拠点形成交付金の歳出予算額の累計額と予算決定後移替増減額の累計額の合計(以下「歳出予算額等の累計額」)は503億円、支出済歳出額の累計額は472億円、執行率(歳出予算額等の累計額に対する支出済歳出額の累計額の割合)は93.8%、福島定住等緊急支援交付金の歳出予算額等の累計額は100億円、支出済歳出額の累計額は80億円、執行率は80.6%となっている。また、新交付金の歳出予算額等の累計額は4268億円、支出済歳出額の累計額は2954億円(前身交付金の支出済歳出額の累計額552億円と合わせると加速化交付金の支出済歳出額は3507億円)、執行率は69.2%となっている。

イ 加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況

長期避難者生活拠点形成については、13事業実施主体により29交付対象事業のうち7交付対象事業において計308件の事業が実施され、交付額は1872億円、執行額又は取崩額は1622億円となっている。福島定住等緊急支援については、28事業実施主体により7交付対象事業の全てにおいて計223件の事業が実施され、交付額は161億円、執行額又は取崩額は150億円となっている。帰還環境整備については、46事業実施主体により48交付対象事業のうち30交付対象事業において計579件の事業が実施され、交付額は621億円、執行額又は取崩額は433億円となっている。

また、単年度型事業及び基金型事業の別にみると、29年度末現在で単年度型事業の事業実施件数は925件、交付額は610億円、執行額は583億円となっており、基金型事業の事業実施件数は236件、交付額は2060億円、取崩額は1639億円となっている。既に事業が完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業について29年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額をみたところ、福島県及び3市町村が保有する3省に係る165億円となっていた。

なお、29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度以降も継続中の事業は、単年度型事業では41事業、基金型事業では24事業となっている。

ウ 環境整備等委託事業の予算及び決算の状況

環境整備等委託事業の予算及び決算の状況を年度別にみると、24年度の支出済歳出額は4億円で、年々増加して28年度には98億円となったが、29年度は80億円と減少している。年度執行率(歳出予算額に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えた歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合)は28年度に最大の73.1%となっているが、29年度は39.0%と減少している。29年度までに全ての執行が完了している予算科目についてみると、歳出予算額の累計額は419億

円、支出済歳出額の累計額は194億円、執行率は46.3%にとどまっている。

エ 環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額

24年度から29年度までの環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は計381億円となっており、生活環境整備事業に係る支払額は計113億円、帰還・再生事業に係る支払額は計268億円となっている。

(2) 福島再生加速化交付金事業等の実施状況等

ア 加速化事業の実施状況

長期避難者生活拠点形成のうち執行額又は取崩額が1529億円に上る災害公営住宅整備事業等における長期避難者向けの災害公営住宅(以下「復興公営住宅」)の整備の状況をみたと、29年度末現在で整備計画戸数4,890戸のうち4,707戸が整備済みとなっていて、整備計画戸数に対する整備済戸数の割合は96.2%となっていた。整備済みとなっていない183戸のうち60戸は整備中で、建設が保留されている123戸は今後の需要に応じて建設の保留を解除する方針としている。復興公営住宅の29年度末現在の入居状況をみると、福島県及び3市町村が整備した4,513戸のうち空室となっている戸数(以下「空室数」)は計590戸、整備済戸数に対する空室数の割合は13.0%となっている。

福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額は29年度末現在で計135億円となっていて、このうち子どもの運動機会の確保のための事業が96.5%を占める状況となっている。

帰還環境整備のうち農山村地域復興基盤総合整備事業について、29年度末現在における進捗状況をみたと、47事業のうち25事業が継続中となっていて、このうち12事業は復興・創生期間が終了した後の令和3年度以降も事業を継続することとしている。農地整備事業により整備した農地の利用状況については、福島県によると、ほ場の大区画化等が完了した1事業及び継続中の事業のうち7事業で、事業が完了した区画において営農が再開されているとしている。

帰還環境整備のうち避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業については、福島県が事業実施主体となっていて、交付対象事業の実施状況をみたと、執行額は計58億円となっていて、帰還困難区域に所在する事業者が保有する危険物、化学物質等3,887 t等が処理された。

帰還環境整備のうち個人線量管理・線量低減活動支援事業について、避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する12市町村(以下「避難指示・解除区域市町村」)のうち、広野町を除く11市町村(以下「避難指示・解除区域11市町村」)を除いて対象事業ごとの実施状況をみたと、福島県、34市町村等で計180件の事業が実施されていて、執行額は計28億円となっていた。このうち実施件数が110件、執行額が19億円といずれも最も多くなっている「被ばく線量低減対策」の事業内容をみると、「内部被ばくの可能性がある食品の線量測定」の実施件数が50件、執行額が9億円と最も多くなっている。

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、平成29年度末現在、福島県及び12市町村が事業実施主体となっていて、新交付金の執行額は計14億円となっている。避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村の事業の実施状況をみたと、撤去等に係る側溝延長及び撤去数量はそれぞれ192.3km、5,831.2m³となっていた。撤去数量のうち3,715.4m³が仮置場に保管されて、このうち2,319.0m³は29年度末までに最終処分場において処理されたが、残りの1,396.4m³は29年度末までに処理されなかった。

原子力災害情報発信等拠点施設等整備について、福島県は、29年度までに、原子力災害情報発信等拠点施設の基本設計、実施設計等を実施しており、新交付金の執行額は29年度末現在で1億円となっていた。

避難者支援事業等及び効果促進事業等については、単年度型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち8.5%、市町村等が実施した基幹事業のうち9.5%において基幹事業と併せて実施されている。

イ 環境整備等委託事業の実施状況

生活環境整備事業の事業数は計444事業となっていて、このうち「清掃等の行為」に係る事業は436事業、「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」は8事業となっている。国と委託契約を締結した避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等(以下「受託市町村等」)別に実施状況をみると、全ての受託市町村等が「清掃等の行為」に係る事業を、2市町が「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」に係る事業として社会福祉施設等の再開に必要な職員等の研修等を実施していた。

帰還・再生事業の事業数は計704事業となっていて、受託市町村等別では浪江町の122事業が最も多く、委託対象事業別では、「その他」を除くと「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の174事業が最も多くなっている。

ウ 帰還者の状況等

避難指示・解除区域市町村における避難指示区域等の住民登録数についてみると、震災前は157,964人であったが、31年3月31日現在は132,499人となっており、減少率は16.1%と福島県全体の減少率の8.6%を上回るものとなっている。避難指示・解除区域市町村のうち9市町村における住民登録数に対する居住者数の割合をみると、震災前は99.1%であったが、31年3月31日現在は52.8%となっている。避難指示・解除区域市町村からの避難者数と復興公営住宅の整備済戸数をみると、29年度末現在、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅の配分又は整備が行われ、加速化交付金が執行されていた。

避難指示区域等内の避難者について、避難指示により避難して避難指示解除後に帰還した者(以下「帰還者」)の人数を把握している6町村における帰還者数と避難指示等解除区域の避難者数の合計人数に対する帰還者数の割合(以下「帰還率」)をみると、直近の避難指示解除が29年4月1日であり、避難指示解除後少なくとも2年を経過した時点において、49.2%となっていた。帰還率と環境整備等委託事業の施行状況等をみると、町村ごとに事業数及び委託費総額にばらつきがあるものの、各町村において避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた。

4 所見

復興基本方針及び福島復興再生基本方針において、福島の復興及び再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むとしていることを踏まえ、国又は事業実施主体は、今後も引き続き、次の点に十分留意して原子力災害からの福島の復興及び再生がより効果的なものとなるよう取り組む必要がある。

ア 国は、予算措置された加速化交付金等について、不用額が年度により増減して、府省庁等によっては一部の年度において不用額が多額となるなどの状況もあったことから、引き続き、事業実施主体における事業実施状況等を踏まえ、より着実な事業執行に努めること。また、事業実施主体が既に事業を完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業において、当該残額を流用できる事業がないなどの場合には事業計画期間の期限の到来等による基金廃止等を待たずに国庫への返還を促すことに留意すること

イ 事業実施主体は、引き続き、福島再生加速化交付金事業等により整備した施設等を活用した事業効果について把握に努めるとともに、事業完了後の施設等の利用環境に変化が生じた場合は、施設等をより有効に活用するための適切な対応について検討すること

ウ 国は、各市町村における避難者及び帰還者の現状を踏まえ、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等の事業実施主体と今後も連携を図りつつ、復興及び再生に必要な措置について、引き続き検討すること

本院としては、今後とも福島再生加速化交付金事業等の実施状況について、引き続き注視していくこととする。